

平成26年度第3回天童市教育委員会協議会について（協議）

日 時 平成26年6月17日（火） 午前10時
場 所 教育委員会 第一会議室

<協議>

- (1) 天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査委員会設置要綱（改訂案）について

委員長：おはようございます。

第三者調査委員会設置要綱の審議に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項で「教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とされておりますが、後段のただし書きで、「ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」との規定がありますので、本田委員に出席していただくことによろしいでしょうか。

委員：賛成。

委員長：第3回目の教育委員会協議会を始めます。

前回協議した内容を反映させた第三者委員会設置要綱をご遺族代理人に回答し、その回答に対する要望書が届きましたので、委員の皆さんからご意見を伺いたいと思います。

事務局：要望書の内容ですが、設置要綱について、調査委員会の事務局を教育委員会に置くことは、条件付きで了承するということです。条件は、①事務局を担う職員には第三者委員会の調査対象者になることが予想される者を選任しないこと。②事務局の任務を担う職員を固定し、守秘義務を負う者を特定することとなっています。

委員長：事務局を教育委員会に置く場合の条件について説明があったが、何かご意見はありませんか。

教育長：教育委員会が主体で調査をするのであれば、責任のある職員を入れることをご遺族代理人に提示する必要があるのではないか。

委員：同じ意見です。ご遺族からは、関わりのない方をと言われるかもしれないが、調査は教育委員会としての責任があるので、責任者は入れた方がいいと思います。

また、第三者委員会の情報が入らなくなるがどうなるのか。

事務局：第三者委員会の報告書が出るまでは、教育委員の皆様も分からぬということになります。それが、中立・公平ということです。

他の事例では、対外的に発表できるのは第三者委員会の委員長だけで、会議後に報道機関等との質疑応答の時間を持つというものでし

た。

委 員：教育委員会としては、第三者委員会の調査の進み具合は、報道機関等と一緒に情報しか入らないということになりますね。

委 員：中立・公平の第三者委員会であるから、当然そういうことになるのではないか。

委 員：事務局員はどこまで関わられるのか。

事務局：最初に辞令交付をします。その後、委員長を決定し、会議の進め方を決めることになります。また、指示により会議録を作成し、各委員からの確認を取ることなども出できます。

調査が始まれば、委員が主体となって方針や情報の取扱いなどを決定していくことになります。

委員長：依頼された事務を間違いなく処理するためには、きちんと対処できる体制をとる必要がある。また、守秘義務を負うことになるので、4月1日以降配置された職員で、責任のある職員が必要になると思うがいかがですか。

委 員：第三者委員会がこの資料を出してほしいという場合は、事務局員を通して言ってくるのですか。

事務局：第三者委員会が指示したものを受け、教育委員会に対して提供を依頼することになります。

教育長：事務局は第三者委員会に意見を言える立場ではないので、中立・公正は保たれると思う。今までの意見を基に話し合ってみてはどうだろうか。

委員長：責任を持って調査を行うには、事務局員を4月1日以降配属され、その任に当たっていない職員で了解をいただきたいこと。また、責任者を入れた体制にしたいこと。これらのこととを了解していただくことではないか。

委 員：4月1日以降配属された人は調査対象者でないかどうか確認する必要もあるのではないか。

委員長：それでは、4月1日以降配属された職員として回答としてよろしいか。

委 員：賛成。

委員長：次の説明をお願いします。

事務局：調査委員予定者を示し、ご遺族の了解を受けてから委嘱することを要綱に明記する旨の要望がありました。

委 員：人を特定する前に、こういう職能団体に推薦していただくということを提示するのか。

事務局：1月16日の時点では、委員を4人以内としていたので、弁護士、学識経験者（大学教授）、心理学の関係者、PTAという提案をしています。ご遺族からは、弁護士、PTAはいいが、学識経験者と心理学の関係者ではなく、職種として、医師と人権擁護委員を入れて

ほしいという要望をいただきました。

これを見て、1月21日に県弁護士会、県PTA連合会、県人権擁護委員会、県医師会に推薦依頼をしております。

今回の要望については、推薦団体をどうするかを話し合ってから進めたいと考えています。

委員：推薦を依頼する団体を決めてから進めた方がいいと思うが、推薦依頼書や進めた方も提示したほうがいいのではないか。

委員長：ご遺族から依頼する推薦団体を了解していただき、それらの団体から推薦された方についてはご遺族もご了解くださいということか。

委員：はい。

教育長：ご遺族の要望は、団体から推薦されてきた方を委嘱する前に示すということを要綱に入れるというものである。

委員：推薦された方を認めないとされた場合、その団体は以後推薦してくれなくなるのではないか。

委員：ご遺族から要望のある団体に推薦を依頼し、推薦された方を委嘱することで理解してもらうしかない。そうでないと、また元に戻ってしまう。

委員：推薦されてきた方を、こちらで評価して決めるというのはおかしいと思うので、ご理解をいただくしかないのではないか。

委員長：では、そのように回答してよろしいですか。

委員：賛成。

委員長：では、次の説明をお願いします。

事務局：(要望書に従い説明する。)

第3条第2項5号、第3条第4項、第3条第6項、第7条第3項、
第8条第1項

委員長：第3条第2項5号については、前条と重複しているため、その部分を削除すること。それ以外については、ご遺族の要望に沿ったものとしてはということであるが、ご意見はありませんか。これでよろしいですか。

委員：賛成。

委員長：次の説明をお願いします。

事務局：第三者委員会及び調査員の調査に係る十分な予算措置についての要望です。当初予算は、第三者委員会の6回開催で4人分の報酬として計上していますが、設置要綱が改訂となれば、当然予算措置を講じてまいります。

また、第三者委員会委員の下に調査員を4人程入れてほしいという要望がありますので、きちんと予算措置をしていくという回答を考えています。

委員長：それでよろしいですか。

委員：賛成。

委員長：次の説明をお願いします。

事務局：第三者委員会委員の人選についてですが、改訂前に推薦された委員の候補者は白紙に戻すこと。委員の構成については、複数の弁護士、複数の学者を広く県内外から推薦してもらうことが追加要望として出てきております。

委 員：ご遺族から職能団体の要望があったので、改めてその団体に依頼することとしてはどうか。結果として、同じ方が推薦される場合もある。

委員長：前に推薦をいただいた時と設置要綱が違ってくるので、その旨をお話しし改めて推薦をいただくことでいいのではないか。

教育長：白紙に戻すということか。

委 員：白紙に戻すということではなく、要綱を改訂したことをご理解いただき改めて推薦していただいてはということです。

委 員：6人を依頼する職能団体を確認すること。それが決まればその団体に推薦を依頼することですね。

委員長：要望のあった職種をもう一度お願いする。

事務局：複数の弁護士、複数の学識経験者を要望されています。以前、同意いただいているのは、弁護士会、人権擁護委員会、PTA連合会です。なお、県内外からとした場合、推薦依頼をする各団体と協議していくことになるのではないかと考えています。

委員長：これから進め方は。

事務局：これまでの話し合いを受けて、設置要綱を修正した内容で回答します。了承となれば、設置要綱を教育委員会議に付議し決定することになります。その後、それを踏まえて委員の人選について対応することになります。

委員長：委員の皆さんから何かありませんか。

無ければ、以上で第3回天童市教育委員会協議会会議を終了します。